

市民意見募集(パブリックコメント)結果

「和歌山市歴史的風致維持向上計画（案）」に対するご意見を募集した結果、13 件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	和歌山市歴史的風致維持向上計画（案）に対する意見募集について
受付期間	平成 29 年 11 月 20 日（月曜日）～平成 29 年 12 月 19 日（火曜日）
ご意見の件数	6 名・13 件

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>沖見の里から、沖見橋を経て田野に通じる市道（尾根道）はかつての通学路であり、和歌浦や市内へ出る主要道路であったと聞いている。</p> <p>潮騒の小道の雑賀崎・田野部分に当たるこのルートからは雑賀崎集落が一望でき、海を眺めながら林の中を気持ち良く散策できるとも素敵なお道であるが、草が繁茂しほとんど景色が見えなくなっている。海や集落の景観が見えるように 2～3 か所海側を開くようにするとさらに魅力的なお道になるのではないかと。周遊コースとして潮騒の小道を活用してください。</p>	<p>事業シート「18. 観光遊歩道整備」に記載のルートとご提案の市道雑賀崎 2 号線 3 号線（潮騒の小道）も含め、和歌の浦全体を楽しめるように、今後、地域の方々のご意見も踏まえ、管理局や地域団体との連携も考慮のうえ、当該道路の有効活用を検討してまいります。</p>
2	<p>雑賀崎漁港、沖見の里、トンガの鼻、灯台と雑賀崎の魅力をつなぐため、道標の設置をお願いします。</p>	<p>回遊性を高め地域の歴史等を伝える道標の設置は、事業シート「24. 和歌の浦の文化財説明板、まち歩き案内板設置」に位置付けています。今後、上記のご意見も踏まえながら、和歌の浦全体の周遊ルートを視野に入れ、魅力をつなぐため具体的な設置場所や内容を検討してまいります。</p>
3	<p>「夕日を見る会」や「岬めぐりウォーク」など、雑賀崎灯台を活用してきたが、現在、隣接地のトイレが使えなくなり灯台を利用しづらくなっている。</p> <p>観光客はほとんど毎日来られる状況であり、車いすの方にもゆっくりして欲しい場所であることから、最低限の設備としてトイレの整備が必要ではないかと。</p>	<p>雑賀崎灯台の周辺において事業シート「20. 広場整備」を予定しております。トイレの整備については、ご意見の状況も踏まえ、必要性、設置場所も含め、検討してまいります。</p>

4	<p>雑賀崎灯台及び周辺をきれいに維持するためには、管理が重要である。</p> <p>観光客にもゆっくりと景観や雰囲気を楽しんでいただきたいので、景観や環境に配慮した形で休憩所を造り、コーヒーなどをたしなみながらゆっくりできる休憩場所が欲しい。</p> <p>そのために、経営者を公募で選び、周辺整備も含めて民間に委託する案を提案する。募集にあたっては周辺整備の仕方や店舗の内容などを評価する仕組みづくりが必要である。</p>	<p>雑賀崎灯台及びその周辺について、現段階で公募等による活用は想定していませんが、ご意見を踏まえて、今後、活用のあり方も含め検討してまいります。</p>
5	<p>雑賀崎漁港では漁船からの直接販売（はた売り）が盛況である。漁港で直販し飲食ができる場所ができれば“少し早い夕飯を雑賀崎で”といった行動や、子供たちの食育としての食事の場になることも期待される。</p> <p>そのような未来を考えると、“漁港にバスの運行を”という地元住民の長年の願いをかなえることはまちづくりに必要なことではないか。</p>	<p>本計画では、来訪者の利便性を高め、和歌の浦の主要な歴史的建造物等を周遊し、歴史的風致を体感できるよう、事業シート「21. 周遊バス事業」で、周遊バスの運行（社会実験による効果検証、本格導入に向けた車両導入）を位置づけておりますが、地域住民と来訪者双方のニーズも満たし利便性を高める方策も含めた検討もあり得ると考えております。</p>
6	<p>「第2章 ④ 城下町和歌山にみる歴史的風致」に示されている「歴史的風致のエリア」は、和歌山城周辺のごく狭い範囲しか含まれておらず、城下町和歌山の歴史的風致を守るためには不十分である。</p> <p>現状の案に加え、今日でも城下町の風情を色濃く残す堀止・今福地区や寺町・鷹匠町地区の一部も加えるべきではないか。</p>	<p>堀止・今福地区や寺町・鷹匠町地区において城下町の風情を色濃く残す文化財が存在していることは承知しております。しかし、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律において、歴史的風致は、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の『活動』と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の『環境』」であると定義されております。</p> <p>歴史的風致のエリアに含めるためには、城下町の風情を残す市街地の「環境」に加えて、その環境の中において、例えば祭のような地域で連綿と受け継がれる歴史・伝統の息づく「活動」が必要と法で定められています。</p> <p>今回の計画策定作業においてもそのような活動の有無について調査を行いました。が、長期間（50年以上）にわたり歴史・伝統を反映した「活動」を確認することができなかったため、歴史的風致のエリアには含められませんでした。</p>
7	<p>「事業名 16. 道路美装化、修景の推進」で示されている明光通りは、以前は商店街としてず</p>	<p>事業シート「10. 歴史・文化に着目したまちづくり支援事業」に記載の通り、今後、地域住</p>

	<p>いぶん賑わったところだが、高齢化が進み、今はひっそりした通りになっている。</p> <p>現在の状態で美装された道路の家並みを想像してみると、登録文化財の住宅も古い商家も映画のセットのようになりはしないかと懸念する。賑わいがあるこそ、町は生きたものになるので、街並みに調和した道路の美装化と並行して、明光通りの“懐かしさ”を活かした商店街としての活性化を図ることも必要である。</p> <p>ぜひ地域と協働した取り組みになるよう、方策を考えていただきたい。</p>	<p>民の方々と協働で、町並みの修景に加え、商店街の活性化なども含めたまちづくりを話し合っていきたいと考えております。</p>
8	<p>「事業名 16. 道路美装化、修景の推進」で示されている紀州東照宮前の歩道橋について、和歌浦小学校の児童が渡っているところは見ることがない。児童を含め、利用する人はほとんどいないのではないかな。</p> <p>修景のためには塗り替えも必要とは思いますが、今の利用状況も考えると、財産処分の制限期間が過ぎて処分可能な時期が来れば、ぜひ撤去を考えていただきたい。</p>	<p>ご意見の横断歩道橋は通学路に指定されており、児童の安全を確保する理由から、現時点での撤去は困難です。</p> <p>そこで、本計画では、事業シート「16. 道路美装化、修景の推進」に記載の通り、景観に配慮した形となるよう修景（塗り替え）による対応を図ることとしております。</p>
9	<p>「事業名 21. 「和歌の浦」ガイダンス施設整備」について、和歌の浦を代表するような場所として、ゆっくりと散策して、観光客にその美しさに触れていただきたいと思うので、その必要性は理解するが、この場所（玉津島神社隣接地）に造ることは、今よりもっと車を呼び込み、ますます事故が心配され、歴史的風致の維持向上に逆行するのではないかな。</p> <p>代替地として、津屋公園の南側、元消防署南分署の所の活用などは出来ないか。その周辺に駐車場を確保し、玉津島神社までを遊歩道などでつないで歩いてもらう。あわせて、カーブで見通せない鏡山付近は特に危ないので、通過交通量を減らす対策を考えていただきたい。</p> <p>加えて、生け垣など残されている雰囲気壊さないような活用を考えていただきたい。観光客の休憩のために、伽羅岩と池の庭園の茶店風な食事処をつくる、ということも考えられる。</p>	<p>ガイダンス施設の候補地は、かつて保養施設であった古民家が立地しており、玉津島神社や不老橋、妹背山等を結ぶ回遊行動の重要な位置にあり、家屋の保存状態も良く、地元の住民や活動団体からも本施設の活用について要望を頂いていることから、適切な活用が図られるものと考えております。</p> <p>駐車場の整備につきましては必要最小限とし、通過交通の増加につながらないように配慮する必要があると考えております。また、歩行者の安全なルート確保等安全性にも配慮する必要があると考えております。</p> <p>具体的な施設の設計・整備にあたっては、地域の住民の方々からもご意見を頂き、和歌の浦の雰囲気を大切にしたい整備を進めてまいりたいと考えています。</p>
10	<p>歴史的風致形成建造物の候補8「不老橋」について、欄干に薬剤を塗って強化するとのことだが、仕上がりが濡れ色になったり、テカテカ</p>	<p>ご意見を踏まえ、適切な処置及び管理を進めてまいります。</p> <p>不老橋の保存修理については、文化財石造物</p>

	<p>した薬剤のツヤが出たりすることのないよう、砂岩の風合いが消えてしまわないような技術的方途をとっていただきたい。また、処置後はぜひ定期的な経過観察をお願いしたい。</p> <p>欄干と欄干のズレも大きくなっており、その対応も慎重に検討していただきたい。</p>	<p>の補強で実績のある処方をとっており、石造物の歴史的・美術的価値を損なわないよう留意して作業を進めます。また、橋の構造劣化への対策として地盤調査・3次元測量等の実施を検討しており、その結果により然るべき措置を講じていきたいと考えています。</p>
11	<p>「第2章葛城修験にみる歴史的風致」について、阿振利賀不動は葛城修験とは関係なく昭和期から祀られるようになったのではないかと思慮する。すなわち、阿振利寺との関係は考えられない。また、阿振利賀の「賀」の出处についても御一考されたい。</p>	<p>「阿布利寺」は加太・向井家の古文書を見るかぎり、深山の山中にあると明記されています。現在まつられている「阿振利賀不動」は、名称の「賀」の出所については未詳ですが、位置的にその前身に相当するのが阿布利寺と考えており、その旨の内容に記述を修正します。</p>
12	<p>「第2章葛城修験にみる歴史的風致」について、葛城修験は、時代により、経塚の位置、ルート、行場の数などに変遷がみられるが、葛城二十八宿の起点が担う役割と存在意義は非常に大きいものであり、加太・友ヶ島とその周辺地域の歴史的遺産である行場や景観の保存と文化の伝承は欠くことのできない先人が残してくれた社会資本ともいえるべきものである。</p> <p>市内には序品の加太から雄の山峠に至るまでの山稜、山麓には第2経塚、第3経塚のほか、隣接する大阪府阪南市山中溪の第4経塚に関連する修験行場が数多く所在しており、葛城二十八宿の全体像を見失ってはならない。</p>	<p>「葛城二十八宿の全体像を見失ってはならない」という指摘は十分に承知しているところで、その意味を込めて「はじめに」の部分で葛城修験の全体経路を明示しています。</p> <p>「葛城二十八宿の起点」であるという歴史的重要性に鑑みて、加太および友ヶ島に歴史的風致を設定しましたが、その結果、加太・友ヶ島が「葛城二十八宿」=和歌山・大阪・奈良の3府県にまたがる修験の霊場の一部であるという点が、分かりにくくなってしまったことも事実です。葛城修験全体と加太・友ヶ島との接点が明確になるように、文章を修正します。</p>
13	<p>「第2章葛城修験にみる歴史的風致」について、市内には山中だけでなく里にも多くの葛城修験に関する地が多く存在し、それらは山伏の修行記はもちろん、紀伊續風土記や紀伊國名所圖會にも詳細に紹介されている。これらの地は奈良時代から連綿と続く修行の地として歴史的に価値が高いだけでなく、現在においても自然との共存を基調とする日本人の精神文化や伝統芸能を育み続け、文化的にも大きな意味を持っている。また、日本文化に高い関心を持って日本を訪れる外国人旅行者も増加の傾向にあり、地域としてだけでなく世界に誇るべき社会全体の財産として景</p>	<p>葛城修験に関する地が、鳴滝不動や墓の谷など、加太以外の和歌山市内にも多数存在し、現代でも残っていることは認識しています。そのなかで加太・友ヶ島を歴史的風致のエリアに設定した理由ですが、葛城修験の修行の起点であるという歴史的重要性を挙げることができ、さらに、加太・友ヶ島においては、毎年春の聖護院の修行（春の峰入り）の際に、加太の街なかを修験者が練り歩く姿が定期的に見られます。町並みと人々の活動が一体となっていることが歴史的風致に設定する要件となっており、葛城修験に関係する地のなかでこれを満たしている場所が、加太・</p>

観の保全に努めて次世代へ継承されるべきであり、維持向上が望まれる。

友ヶ島だけであるためです。

加太・友ヶ島を歴史的風致のエリアに設定したことにより、和歌山・大阪・奈良の三府県にまたがる修験の霊場の一部であるという点が、分かりにくくなってしまったことも事実です。葛城修験全体と加太・友ヶ島との接点が明確になるように、文章を修正します。

今回の歴史的風致の設定を契機に、葛城修験全体を歴史文化遺産として普及啓発に努めてまいります。特に次世代に継承するため若年層への普及を目指します。また起点となる加太など、主要な行場では、観光との連携も視野に入れ、地域振興につながるよう検討してまいります。